

# 低所得者世帯に対する給付金

種類	住民税 均等割非課税世帯	住民税 均等割のみ課税世帯	【こども加算】 低所得者の子育て世帯
条件	2023（令和5）年12月1日に浜松市に住民票がある世帯 ※住民税が課税されている人の扶養親族だけの世帯などは、受給できません		
	世帯全員の令和5年度の住民税均等割が非課税である世帯	令和5年度の住民税所得割が課せられていない者のみで構成されている世帯	左記のどちらかに該当し、2023（令和5）年12月1日に18歳以下のこども（2005（平成17）年4月2日以降に生まれた児童）がいる世帯
給付額	<b>7万円</b> （1世帯あたり）	<b>10万円</b> （1世帯あたり）	<b>5万円</b> （18歳以下の子供1人につき）
案内	1月中旬ごろから対象と思われる世帯へ案内を送付しています	3月中旬ごろから対象と思われる世帯へ案内を送付します	【住民税均等割非課税世帯分を受給した世帯】 住民税均等割非課税世帯分（7万円）とは別に、2月末ごろから対象と思われる世帯へ案内を送付しています  【住民税均等割のみ課税世帯分の支給対象世帯】 3月中旬ごろから対象と思われる世帯へ案内を送付します  ※案内は住民税均等割のみ課税世帯分（10万円）と同じものです
手続き	詳細は届いた案内を確認してください		
締切	2024（令和6）年4月1日（月） （当日消印有効） ※締切が迫っています。申請期限を過ぎると給付金を受け取ることができません。対象となる人は、早めに手続きをお願いします	2024（令和6）年5月31日（金） （当日消印有効）	
その他	(1) 低所得者の子育て世帯については、7万円または10万円とは別に、18歳以下の子供1人につき5万円の加算給付を受けることができます。 (2) 離婚、死別などで、世帯の全員が非課税または均等割のみ課税世帯になった場合は、給付金がもらえる可能性があります。コールセンターに問い合わせてください。 (3) 自分が対象だと思われるのに案内が届かない場合は、コールセンターに連絡してください。		
問合せ	浜松市重点支援給付金コールセンター ☎0120-034-053 （8:30～17:15 土・日曜日、祝日はお休み）		
		市HP 非課税世帯給付金  <input type="text" value="検索"/>	市HP 均等割 給付金  <input type="text" value="検索"/>

## 危険な盛土を発見したときは LINEで通報することができます！

浜松市LINE公式アカウント「しゃんべえ情報局」に盛土通報メニューを追加



「しゃんべえ情報局」から各種通報サービスをタップ



通報メニューから「盛土通報」をタップ

浜松市LINE公式アカウント「しゃんべえ情報局」の各種通報サービスに、「盛土通報」を追加しました。現地に工事標識などがなく、許可を得ずに盛土などが行われている恐れがある事案を発見・確認したときは、LINEから通報をお願いします。

撮影した写真の提供

通報位置の地図上選択

写真の提供（任意）、位置の選択で通報操作は完了

浜松市 LINE 公式  
アカウント  
「しゃんべえ情報局」



問合せ：土地政策課 ☎457-2373